

ほろにかが

平成30年1月16日
全国卸売酒販組合中央会

「年頭所感」

国税庁酒税課長
田村 公一

平成30年の年頭に当たり、全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。日頃は、酒税及び酒類行政はもとより、税務行政全般について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

最近の酒類業を取り巻く環境や今後の酒税及び酒類行政の取組について、所感を申し述べたいと思います。

最初に、「酒類の公正な取引環境の整備」について申し上げます。

酒類について過度な価格競争を防止し酒税の保全を図る等の観点から成立した酒税法等の一部改正法に基づき、昨年6月からは「酒類の公正な取引に関する基準」が施行されています。

国税庁においては、酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、全国各地で説明会を開催するなど、あらゆる機会を捉えて改正法及び基準の周知・啓発を行っています。

また、酒類の取引状況等実態調査に当たっては、価格の形成に至る背景にも注目し、基準に違反すると思料される場合には、周辺の酒類業者の酒類事業に与えている影響の程度を確認する調査を実施するなど、深度ある調査を実施することとしています。

その結果、基準に則していない取引を行っている者に対しては、必要に応じて公正取引委員会とも連携しつつ、適正かつ厳正に対処していくこととしています。

これまでも、公正な取引の実施につきましては、皆様方には多大なご尽力をいただいておりますが、基準の施行に当たっては、基準等を遵守し、酒類の公正な取引確保に向けた取組を実施されるよう、各酒類業中央団体に対し、改めて文書で要請を行ったところです。

引き続き、酒税の保全及び酒類業界の安定のため、酒類業組合法に基づき設立された団体として、全国卸売酒販組合中央会がリーダーシップをとって、公正な取引環境の整備に取り組んでいただくとともに、各事業者の皆様におかれましても、公正取引の確保に向けた取組を一層推進されますよう、改めてお願いいたします。

次に、「酒類業の振興」について申し上げます。

「酒類業の健全な発達」を任務とする国税庁としては、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の皆様や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、本年も様々な取組を行ってまいります。

具体的には、酒類業の活性化支援の観点から、中小事業者が多くを占める酒類業者が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、従来から各種施策に取り組んでいるところですが、昨年末に公表された平成30年度の税制改正大綱においては、中小の酒類製造業者を取り巻く厳しい経営環境等をご理解いただき、酒税の税率の特例の適用期限の延長などが盛り込まれたところです。

本年も引き続き、酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組に対する支援に努めてまいります。

また、本年4月からは、平成29年度の酒税法改正によるビール・果実酒の定義の見直しが施行され、麦芽比率50%以上の商品や、副原料として果実などを少量用いている商品がビールの定義に追加されるほか、オークチップを使用した商品が果実酒の定義に追加されます。

更に、10月からは、消費者の方が適切に商品選択を行えるように、「日本ワイン」等の定義を定めたワインの表示ルールが適用が開始されます。

これらの改正により、酒類製造者が消費者にとって真に魅力ある商品の開発に経営資源をシフトすることや、地域の特色を活かした商品の開発が進み、地方創生の牽引役となること、更には、国際的にも評価される商品の開発が進み、日本産酒類のブランド価値向上や日本の酒類産業の国際競争力の強化につながることを望ましいと考えております。

予算面においては、平成30年度予算政府案において、日本産酒類の輸出促進等に係る予算として約1.7億円が盛り込まれるとともに、平成29年度補正予算政府案において、ワイン添加物の安全性及び有効性に関する調査・試験のため約5億円が盛り込まれたところです。「未来投資戦略2017」や「農林水産業の輸出強化戦略」などを踏まえ、官民一体となって日本産酒類の輸出拡大・輸出環境整備に関する取組を進めてまいります。

昨年日本産酒類の輸出動向を見ますと、引き続き順調に推移しており、10月には年累計輸出額が430億円を突破し、平成28年の累計輸出額を上回っております。これもひとえに酒類業者の皆様の御努力、御尽力の賜物であると考えております。

国税庁の取組としては、あらゆる国際交渉を通じ、海外における関税の撤廃、非関税障壁の改善、日本の地理的表示の保護等の要求を行っているところです。

具体的には、昨年12月に交渉妥結となった日EU・EPAでは、EUへの日本産酒類の輸出に関して①関税の即時撤廃、②日本産酒類の地理的表示の保護、③日本ワインの輸入規制の緩和、④単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和について合意しました。

また、昨年11月に開催された日米首脳会談においても、両首脳により、蒸留酒の容器容量規制を改正することを検討していることが確認されました。この両首脳の確認を受けて、今後米国内での規制緩和のための手続が進むことが見込まれます。

これらの国際交渉の結果は、日本産酒類の輸出に対して追い風になると考えられます。

日本産酒類のブランド価値を更に向上させるためには、地理的表示いわゆるGIの活用が有効であると考えています。

昨年は、既に指定したGIについて、ぶどう酒の「山梨」、清酒の「白山」の特性の明確化などの見直しを行いましたが、蒸留酒のGIである「壱岐」、「琉磨」、「琉球」、「薩摩」についても、引き続き、見直しを進めているところです。

国税庁としては、今後とも各地の酒造組合においてGI制度を広く活用していただけるよう、本制度の一層の普及に向けて取り組んでまいります。

加えて、国際会議等の場を活用した日本産酒類のPR、酒類の品質評価、安全性等に関する情報発信等にも取り組んでいます。昨年は、ロンドンで開催された展示商談会やニューヨークでの国連総会をはじめとして、海外での日本食イベントなどにも職員を派遣し、日本産酒類のPRを行いました。また、「日本酒フェア」や主要空港における「日本の酒キャンペーン」などの各種イベントについて後援等を行っております。

引き続き、関係府省・機関とも連携しながら、国際的なイベント等の場を活用した日本産酒類のPRに努めるなど、日本産酒類の輸出拡大・輸出環境整備にしっかりと取り組んでまいります。

このほか、課税等のための分析・鑑定、その理論的裏付けとなる研究・調査のほか、酒類製造者の技術力の維持強化の支援、酒類の品質・安全性確保等については、引き続き、独立行政法人酒類総合研究所と情報交換・連携を図り、適切に対応してまいります。

続いて、「社会的要請への対応」について申し上げます。

アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康保護、安心社会の実現を目的とした「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、平成28年5月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」が閣議決定されました。

更に、昨年6月に受講が義務化された酒類販売管理研修については、全国の小売酒販組合や卸売酒販組合などの酒類販売管理研修実施団体のご協力をいただいで、酒類小売業者の法令順守に関する取組を行っていただいているものと

承知しております。引き続き、法令を遵守していただき、酒類の適正な販売管理に努めていただきたいと思います。

また、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策に係る低炭素社会実行計画」においては、地球温暖化の防止に取り組むため、各産業の業界団体が国内の事業活動から排出されるCO2の削減目標などを自主的に定めており、酒類業界においても、物流面でのCO2の削減や、酒類容器のリサイクル等に取り組んでいただいております。

国税庁としては、今後とも酒類業界と一体となって、酒類販売管理者制度を活用しつつ、未成年者や妊産婦など飲酒すべきではない者の飲酒の誘引防止やアルコール健康障害の発生防止等の取組、温室効果ガスの排出削減に向けた酒類業界の取組の推進など、酒類に関する社会的要請に積極的に対応してまいります。

結びに、新しい年、平成30年が全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様方にとりまして、御多幸と御繁栄の年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。